

■再編等に関する実施計画

令和6年3月

施設棟番号	H-3	所管部署	市民部	五日市出張所	市民総合窓口係		
施設分類	大分類	市民文化系施設	中分類	集会施設	小分類	その他施設	
施設名称	五日市出張所（五日市地域交流センター）						
所在地	あきる野市五日市411			敷地面積(m ²)	3,993.79		
延床面積(m ²)	4,415.4	構造	RC造	建築年度	昭和58	経過年度	40

計画期間	令和6（2024）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・設置根拠：地方自治法、あきる野市役所の位置を定める条例 ・設置目的：市長の権限に属する事務を分掌させるため設置する ・対象者：市民及び市職員等 ・サービスの概要 ・各種届出書類等の受付及び証明書類等の交付に関すること等。 ・五日市出張所・五日市地域交流センター・五日市会館・五日市保健センターの管理 ・五日市地域交流センター・五日市会館・五日市保健センターの貸出受付 ※2階の一部及び3階は、五日市地域交流センターとなっている。
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・1階及び2階フロアの一部は市役所の出張所としては市民総合窓口係、観光まちづくり推進課、環境政策課、五日市教育相談所のほか、東京都西多摩保健所秋川支所や社会福祉協議会、五日市商工会が配置され、行政サービスなどを担っている。 ・2階フロアの一部及び3階部分は、五日市地域交流センターとして会議室や研修室、ホールの貸し出し施設となっており、市民総合窓口係で維持管理を行っている。 ・地域交流センターの利用率は、毎週、定期的に使用する団体はあるものの、令和3年度の事業の稼働率は約15%であり、過去5年の稼働率も20%に届かない状況となっている。 ・公民館のように主催事業がなく、現状では貸し出し施設となっている。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ・出張所としての行政サービス機能は、市の西部地域の住民にとってはなくてはならない存在であり、将来的にも継続する必要がある。 ※隣接して五日市会館と五日市保健センターが存在しており、いずれも老朽化してきている。特に五日市会館とは施設の設置目的も類似しており、稼働率も五日市地域交流センターと同程度であるため、将来的には新たな複合施設を整備し、合理化を図ることなどが想定される。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・五日市出張所（五日市地域交流センター）は築40年で建物の強度的にはまだ問題ないと思われるが、空調システム、消防システム、給排水等の設備が耐用年数を経過しており、それらを交換するには建物を壊して再構築する必要がある。 ・壁、床の亀裂、汚れが目立つようになっている。 ・施設の再編については、利用者や地域住民の理解が必要となる。

⑤個別施設計画における再編等の方向性(令和3年6月時点)	再編の方向性	現状維持							
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	保全の方向性及び実施時期の目安 大規模改修	平成13	建替え又は長寿命化改修	令和25	長寿命化後の建替え	令和45	(参考)建替え時築年数	80	
	利用対象	市民一般			備考	(地域交流センター) ・市内の自治会や趣味サークル等での利用が多いが、市外団体でも利用可能である。			
	需要傾向	利用需要変化なし				(地域交流センター) ・コロナ禍の終息に伴い、利用者数等も回復しておりコロナ前の稼働率に戻りつつある。			
	規模適正度	規模適正				(地域交流センター) ・時間帯によって余剰スペースがあるが、定期的団体等が恒常的に使用するため、規模は適正である。			
	建物活用	多目的利用検討可能		○		(五日市出張所) ・出張所としての行政サービス機能は、将来的にも継続する必要がある。 (地域交流センター) ・同地区にある類似施設を含めた複合施設を再編(建替)し行政サービスの向上を図る。			
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		○					
		設置目的と異なる使用状況あり		○					
		単独機能での建物利用が望ましい		×					
		賃貸借物件での運営も可能(市有物件での運営は必須ではない)		○					
	利用圏域	広域(複数自治体)				・窓口係は主に西地区の住民が利用しているが、貸出施設は市内のコミュニティ団体も多く利用しており、ホールは市内外からの利用がある。			
広域化可能性	検討可能			・隣接自治体(檜原村)との連携は可能と考える。					
機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある(民間施設)		×	・利用区域での同種・類似施設はなく、出張所としての行政サービス機能は、市の西部地域の住民にとってはなくてはならない存在であり、将来的にも施設を継続していく必要がある。					
	利用圏域に同種・類似施設がある(国・都・市施設)		×						
	利用圏域に同種・類似施設はない		○						
⑦施策との関連性	関連施策	—							
	説明	五日市出張所は、本市西部地域において行政事務を執行するための事務所であり、市民に対する行政サービスの提供拠点である。また、災害発生時においては総合的な災害対応の推進拠点にもなっていることから将来にわたり存続させていく必要がある。							
⑧再編方針及び修繕・改修等の考え方	【再編方針】			【修繕・改修】					
	・行政の中核を担う施設であること、大規模改修及び建替え又は長寿命化改修の時期から、「現状維持」とする。			・施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施することとする。 ※複合施設である五日市地域交流センターについては、別途、施設の再編等の考え方について整理を行う					
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定実施内容・想定額			想定実施年度	想定実施内容・想定額			
⑩計画実行に当たっての留意事項	・複合施設であることから、管理区分や役割分担等についても留意が必要である。			・財政状況や経済情勢等を総合的に勘案し実施する。(毎年作成する総合計画に基づく実施計画により、実施する。)					
⑪計画実行後の課題	・庁内関係部署と連携しながら検討していくとともに、市民や関係機関との連携についても考慮する必要がある。 ・地域住民や利用者等の意向に留意しつつ、規模等についても検討する必要がある。			—					